## 石綿の事前調査結果の報告について

令和4年4月1日より開始された石綿の事前調査結果報告は

下記の工事が対象となります。

- ・建築物の解体工事 (解体作業対象の床面積の合計 80 m²以上)
- ・建築物の改修工事 (請負金額 100 万円以上 (税込))
- ・工作物の解体・改修工事(請負金額 100 万円以上(税込))
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事(総トン数20トン以上)

原則として電子システム(石綿事前調査結果報告システム)より 行います。

システムを利用するために G ビズへの登録が必要となります。

G ビズ ID の取得後、石綿事前調査結果報告システムのログインを行います。

申請はどなたでも入力ができます。

基本情報などをシステムの項目に沿って入力していきます。

ただし令和5年10月1日より石綿事前調査は建築物石綿含有建材 調査者の資格を有した者が行うことが義務化されています。

事前調査の結果入力は調査者の資格を有した者の調査結果を確実に

入力することが必要です。

間違えて入力し申請しても変更申請にて訂正が可能です。

申請後に確認を行うことが大切です。

石綿の事前調査結果報告は忘れずに行いましょう。

内山